

ご利用いただける方の説明(定義)

認定農業者

根拠法令等: 農業経営基盤強化促進法

対象要件: 市町長から農業経営改善計画の認定を受けた者
(認定基準)

- ・市町基本構想に照らして適切であること
- ・農地の効率のかつ総合的な利用を図るために適切であること
- ・計画の達成が確実であること

認定就農者

根拠法令等: 青年等の就農促進のための資金貸付け等に関する特別措置法

対象要件: 農業を職業として選択した 18 歳以上 65 歳未満で、知事から就農計画の認定を受けた者
(認定基準)

- ・就農時の所得目標が 200 万円以上
- ・研修先が県の定めるところであること
- ・計画の達成が確実であること
- ・中高年齢者にとっては、近代的な農業経営を担当するにふさわしい者となるために活用できる知識及び技能を有すること

中核農家

根拠法令等: 中核農家登録制度運営要綱

対象要件: 自立経営を志向し、担い手としての意欲、能力を有し、合理的な営農計画を有する下記の者
(個人)

- (1) 18 歳 ~ 64 歳
- (2) 経営主従事日数が 150 日以上
- (3) 農業収入が過半
- (4) 経営規模が地域の平均以上、企業的経営の実践又は志向
- (5) 過去 5 年間に規模縮小していない

(法人)

- (1) 農業経営を行う法人
- (2) 農業経営を主として行う法人
- (3) 営農日数が 150 日以上
- (4) 従事者 1 人あたりの経営規模が地域の平均以上
- (5) 過去 5 年間に規模縮小をしていない

農業後継者

根拠法令等: 石川県農業後継者育成要綱

対象要件: 農業に従事する、16 歳以上 35 歳未満の者で、下記の要件をみたす者

- (1) 農業従事日数が 100 日以上
- (2) 自立経営の志向、担い手としての意欲
- (3) 上記以外で農業経営の拡大、経営改善を強く志向する者

その他担い手(下記の 4 つの条件を満たす者)

- (1) 農業所得が総所得の過半(法人: 売上高が総売上高の過半)を占めている又は、農業粗収入が 200 万円以上(法人: 1,000 万円)である。
- (2) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の農業従事者(法人: 常時従事者である構成員)がいること。
- (3) 60 歳以上であるときは、その後継者が農業に従事(農業者大学校に就学している場合を含む。)しており、将来も従事する見込みであること。
- (4) 簿記記帳を行っていること。(簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。)

経営主以外の農業者

上記、及びの経営(家族農業経営)の経営主以外の農業者で家族経営協定を締結し、次のことが明確となっている者。

- (1) 経営の一部の部門について主宰権があること。
- (2) その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があること。

集落営農組織

農業者が主たる構成員で法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件を満たす者

- (1) 基準に従った規約を有していること。
- (2) 一元的に経理を行っていること。
- (3) 5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。
- (4) 農用地の利用の集積の目標を定めていること。
- (5) 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること。

集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者
当該法人への出資金等を借入れる場合に限る。

集落営農組織以外の任意団体

上記以外であり、主たる構成員が、
の者で全構成員の過半を占め、
の(1)に定める規約を有する。

エコ農業者

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第5条第1項の認定農業者が、同条第2項の認定導入計画に従って持続性の高い生産方式を導入する場合に限る。

六次産業化法認定者

根拠法令等: 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

対象要件: 農林水産大臣から総合化事業計画の認定を受けた者

(認定基準)

次のいずれかの事業を行うこと

- ・自らの生産等に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発等
- ・自らの生産等に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入等
- ・上記に必要な生産等の方式の改善

次の2つが全て満たされること

- ・農林水産物等及び新商品の売上高が5年間で5%以上増加すること
 - ・農林漁業及び関連事業の所得が事業開始時から終了時まで向上し、終了年度は黒字となること
- 計画期間は5年以内